

# 令和7年度 第1回鹿角市地域公共交通運賃協議会

と き 令和7年6月24日（火）  
地域公共交通活性化協議会終了後  
ところ 鹿角市役所 第5会議室

## 次 第

1. 開 会

2. 議 事

八幡平循環線のバス運賃について

3. 閉 会

### 【資料】

資料1 八幡平循環線のバス運賃について

資料2 道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見

資料3 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が  
調っていることの証明

別紙 八幡平循環線の運行概要等

参 考 鹿角市地域公共交通運賃協議会設置要綱

鹿角市地域公共交通運賃協議会 委員名簿

No.	所属名	役職	氏名	備考
1	鹿角市	副市長	舩屋 修美	会長
2	東北運輸局秋田運輸支局	首席運輸企画専門 官	平 太志	
3	秋北バス株式会社	常務取締役	棚谷 貞一	
4	かづのPTA連合会	会長	黒澤 良子	
5	鹿角市老人クラブ連合会	幹事長	阿部 祐治	
6	市民代表		米村 幸子	
7	かづの商工会	事務局長	岡部 亨	
8	鹿角市市民部	市民部長	関本 和人	

事務局		
生活環境課	課長	佐藤 智紀
生活環境課 環境推進班	副主幹兼班長	金澤 里香子
生活環境課 環境推進班	主査	畠山 堅太郎
生活環境課 環境推進班	主任	大里 伸之

## 八幡平循環線のバス運賃について

### 運賃設定の考え方

#### ■運賃及び料金等の検討において留意すべき事項

一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して乗合バス(乗合タクシーを含む)の運送を行う場合の運賃及び料金については、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な費用を確保できること及び持続的な運行が可能であることにつき、十分に検討する必要がある。

※コミュニティバスの導入に関するガイドライン(国土交通省)より

#### ○鹿角市地域公共交通計画より

施策1 市街地における公共交通ネットワークの利便性向上

事業1-2 分かりやすい運賃体系の検討

・運賃を分かりやすい運賃体系へと見直し、便利なサービス区間を目指します。

#### ■運賃検討の考え方

運賃は、以下の考え方で検討します。

##### (1)不当競争を引き起こすおそれがないか

路線バスやタクシー等と不当な競争が行われないよう、サービス水準に対応した運賃、タクシー料金を考慮する。

##### (2)運行経費の確保、持続的な運行が可能であるか

安全運行に必要な費用が確保でき、持続的に輸送サービスを提供することを前提とした運賃とする。

##### (3)市民の要望等に対応しているか

他路線との公平性、運賃収受等に手間のかからない、支払いやすい運賃、地域の受け入れやすい運賃とする。

#### ■営業区域

別紙のとおり

■運賃(案)

以上により、「八幡平循環線」の運賃を次のとおりとする。

定額制 1 乗車 200円

大人運賃 200 円・・・中学生以上

小児運賃 100 円・・・小学生以上中学生未満

幼児運賃 無料・・・ 6 歳以上の利用者 1 人に同伴された場合、  
6 歳未満の利用者 1 人分の運賃が無料となります。

## 八幡平循環線のバス運賃に関する意見募集結果

■募集期間:令和7年5月23日(金)から令和7年6月23日(月)まで  
本庁(生活環境課)・各支所にて縦覧

■告知方法:市ホームページ、新聞等

■提出方法:生活環境課に直接持参、郵送、FAX、電子メール

番号	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	<p>・とても良い案だと思います。通院通学の方や、将来免許返納した後の生活を考えれば、うれしいです。料金は、片道250円でも宜しいかと。是非よろしくお願いいたします。尚、バス時間を、一時間に一本程度あればマイカー辞めて、バスを利用したいです。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、利用者の負担軽減や他路線の運賃を考慮し検討してまいります。ご提案の片道250円の料金設定については、物価高騰や燃料費等の経費面から考慮し、値上げの際は利用者のご意見を伺いながら、慎重に検討を進めてまいります。</p> <p>・路線バスの運行時間帯については、今後の利用状況を踏まえ、利用者の皆様が使いやすい時間設定等を検討してまいります。</p>

## ■集計結果

意見提出者数	1件
--------	----

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明

令和7年6月24日に開催した鹿角市公共交通運賃協議会において、下記事項に  
関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法  
一乗車の運賃
  - ・大人運賃 200 円(中学生以上)
  - ・小児運賃 100 円(小学生以上中学生未満)
  - ・幼児運賃 無 料(6 歳以上の利用者 1 人に同伴された場合、6 歳未満の  
利用者 1 人分の運賃が無料となります。)
2. 運賃を適用する路線又は営業区域  
別紙のとおり
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件  
令和7年10月1日
4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称  
秋北バス株式会社

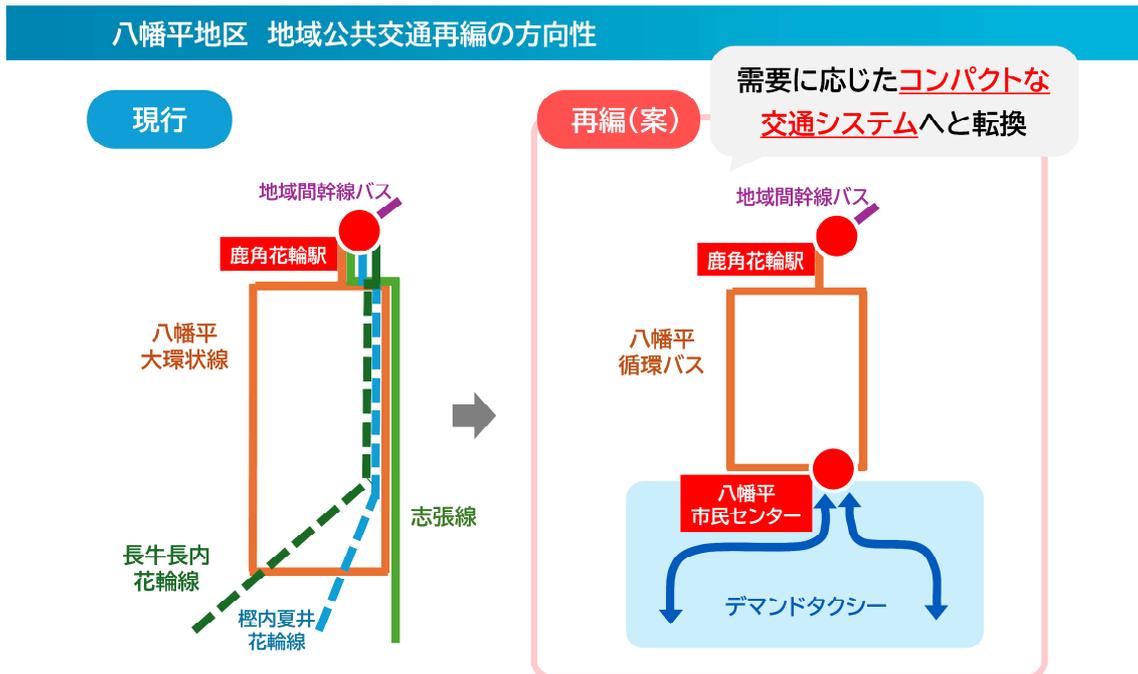
令和7年6月 日

鹿角市地域公共交通運賃協議会  
会長 舩屋 修美

## 八幡平循環線の運行概要等

### ■路線再編の概要

・事業者が運行する「八幡平大環状線」「志張線」の廃止に伴い、新たな交通モードとして鹿角花輪駅と八幡平市民センター間を循環する路線バスとデマンド型乗合タクシーとの組み合わせによる、需要に応じてコンパクトな交通システムへと転換する。



## 八幡平循環線の運行について

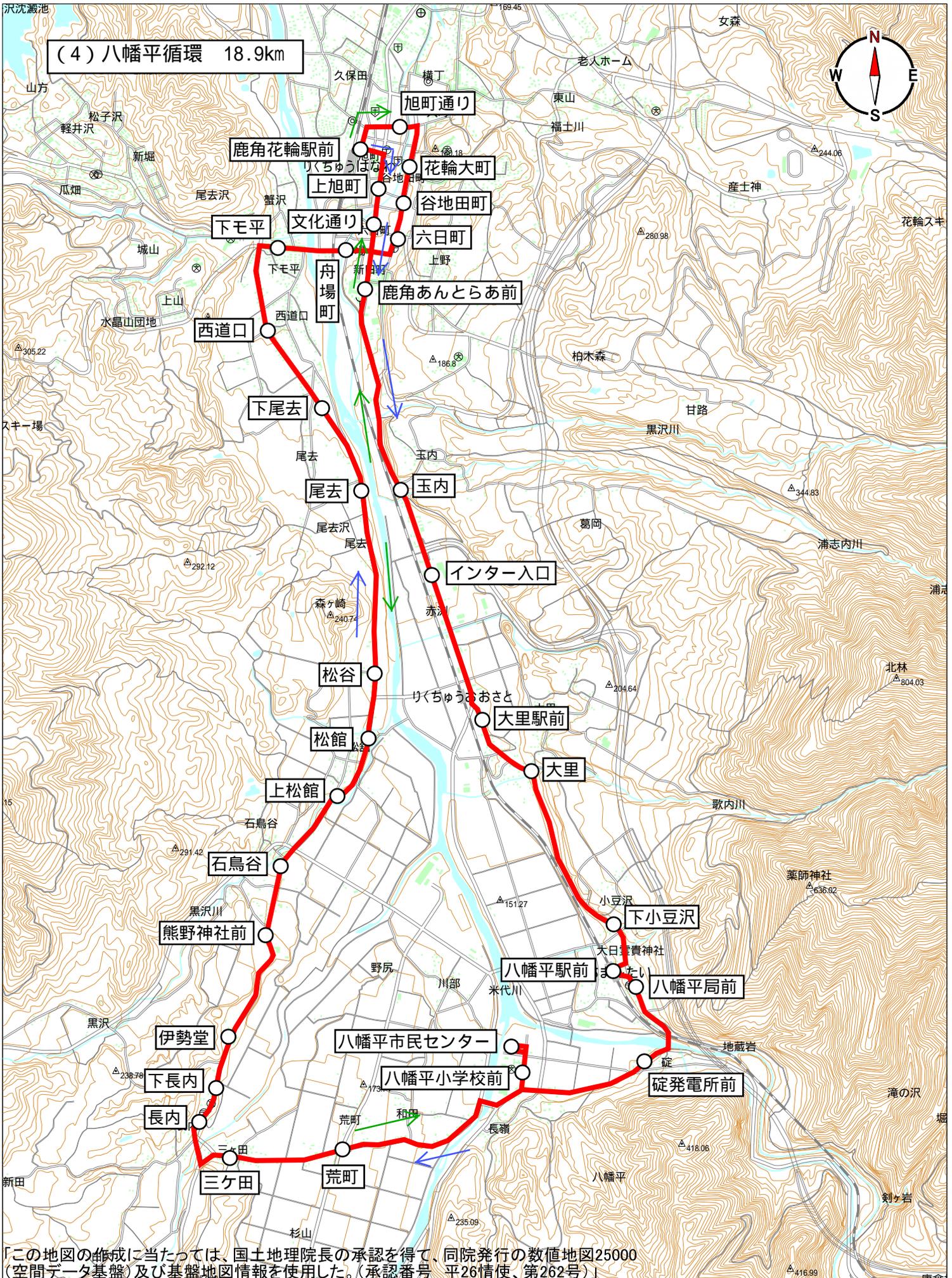
### ➤ 運行概要

対象地区	花輪地区・尾去沢地区・八幡平地区
運行方法	定時定路線
運行日	平日運行 ※祝日、年末年始は運休
運行便数	1日6便（午前:3便、午後3便）
目的地停留所	34箇所
運行経路	路線図参照
運行事業者	秋北バス株式会社
運行開始日	令和7年10月1日

➤ 時刻表

バス停留所	1便	2便	3便	バス停留所	4便	5便	6便
鹿角花輪駅前	7:30	8:20	11:00	鹿角花輪駅前	12:00	15:20	18:20
鹿角あんとらあ前	7:34	8:24	11:04	花輪大町	12:02	15:22	18:22
大里	7:39	8:29	11:09	舟場町	12:06	15:26	18:26
八幡平駅	7:42	8:32	11:12	尾去	12:11	15:31	18:31
八幡平小学校	7:46	8:36	11:16	三ヶ田	12:21	15:41	18:41
八幡平市民センター	7:47	8:37	11:17	八幡平市民センター	12:25	15:45	18:45
三ヶ田	7:51	8:41	11:21	八幡平小学校	12:26	15:46	18:46
尾去	8:01	8:51	11:31	八幡平駅	12:30	15:50	18:50
舟場町	8:05	8:55	11:35	大里	12:33	15:53	18:53
花輪大町	8:09	8:59	11:39	鹿角あんとらあ前	12:38	15:58	18:58
鹿角花輪駅前	8:11	9:01	11:41	鹿角花輪駅前	12:43	16:03	19:03

※主要な箇所のみ掲載



(4) 八幡平循環 18.9km



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000 (空間データ基盤) 及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平26情使、第262号)」

UserID = 00926

## 鹿角市地域公共交通運賃協議会設置要綱

### (目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法第183号。以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域住民の生活のための旅客運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）の協議を行うため、鹿角市地域公共交通運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものである。

### (協議事項)

第2条 協議会は、地域の実情に応じた一般乗合旅客自動車運送の運賃等に関する事項を協議するものとする。

### (協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者
- (3) 市長が住民の意見を代表する者として指名する者
- (4) 市職員

### (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副市長をもって充て、副会長は委員の中から会長が指名する者とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席が無ければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができること

とし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

- 4 会議の決議方法は出席委員の合意をもって決するものとし、合議によって決することができないときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長が必要と認める場合は、書面審議により議事を決することができる。ただし、書面審議により協議会を開催する場合は、委員の過半数からの回答がなければ、議事は成立しない。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、市民部生活環境課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。